Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和7年12月3日国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所藤枝市

# ゴミのポイ捨て対策として啓発活動を び 谷稲葉 I Cで行います 〜静岡国道・藤枝市・藤枝警察署・静岡県トラック協会中部支部が 合同で実施! 〜

国道1号谷稲葉ICでは、道路上でのゴミのポイ捨てが多く、ゴミの回収等を行っていますが、ゴミのポイ捨ては減らず、対応に苦慮しています。

今年度もゴミのポイ捨て対策として合同啓発活動を実施します。

静岡国道事務所とボランティア・サポート・プログラム協定を締結している静岡県トラック協会中部 支部の皆さまも参加していただき、静岡国道・藤枝市・藤枝警察署・静岡県トラック協会中部支部の4 者で、谷稲葉ICの清掃活動や啓発活動等を行います。

昨年度より、一部既設看板のデザインリニューアル実施後のゴミの量の変化についても調査します!

### ■ 実施内容

○ 合同啓発活動

日 時:令和7年12月10日(水)14時~ ※雨天延期(小雨決行)

機関:静岡国道事務所、藤枝市、藤枝警察署、静岡県トラック協会中部支部

内容:(1)清掃活動

谷稲葉 I C上りにて実施

(2) 啓発活動

谷稲葉うぐいすパーキング利用者及び近隣店舗へ、啓発チラシ (別紙1)の配布等

■ **配布先** 静岡県政記者クラブ、藤枝記者クラブ

■ 取材申込み

取材をご希望の報道関係者様は 令和7年12月9日 (火) 14時 までに 右の QR 又は下の URL から申込みをお願いします。

https://forms.office.com/r/FmEvWgxgaX

※延期の場合は 令和7年12月9日(火)15時 までにご連絡させていただきます。

#### ■ お問い合わせ先

国土交通省中部地方整備局 静岡国道事務所

副所長 水野 裕彰

管理第一課長 矢原 邦行 電 話 054-250-8900







道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル



(通話料無料・24時間受付)

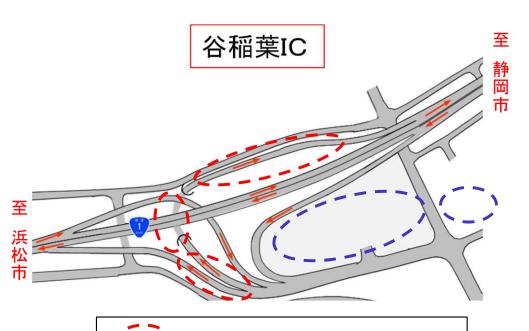
# 谷稲葉うぐいすパーキング合同啓発活動



○日 時 令和7年12月10日 (水) 14:00~

○対 象 者 静国、維持業者、藤枝市、トラック協会中部支部、藤枝警察署

○目 的 谷稲葉うぐいすパーキングでは過去からゴミのポイ捨てが問題となっており、パーキング利用者にゴミのポイ捨てについて啓発を行う。併せて、ゴミ拾いを行う。看板デザインのリニューアルによりゴミの増減量について調査を行う。



🏓 … 清掃箇所

・・・・ 啓発チラシ配布箇所

## 概要 (案)

## 1. 合同パトロール・ポイ捨て状況調査

・現地をパトロールし、ポイ捨ての多い箇所を調査

## 2. 清掃活動

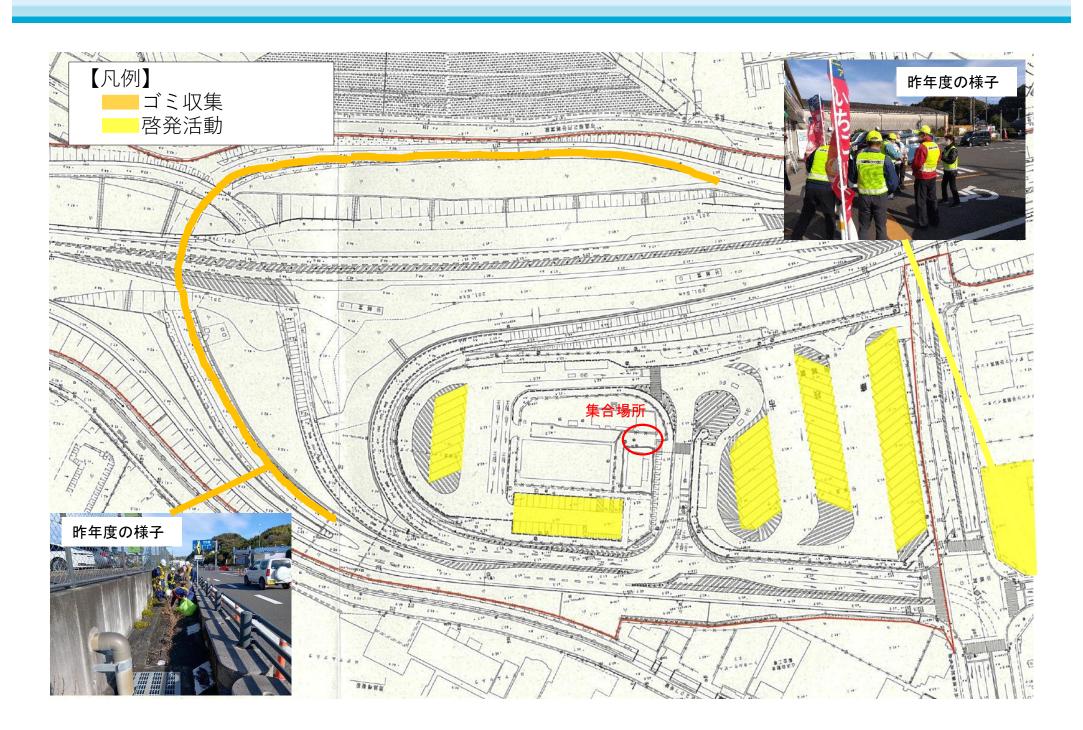
- ・谷稲葉IC上り(静岡市)方面オンランプにて実施
- ・ゴミ拾いの際は集団行動(交通事故防止)

### 3. 啓発活動

・谷稲葉うぐいすPA利用者及び近隣店舗(ミニストップ) へ啓発チラシの配布

# 谷稲葉うぐいすパーキング合同啓発活動(位置図)





# 別紙 1 谷稲葉IC「ゴミ」C

~国道1号谷稲葉ICの「<mark>ポイ捨て問題</mark>」はご存じですか??~



## うぐいすパーキング利用者の皆さん、 立ち止まって考えてみませんか!

- ポイ捨ては景観を損ねるだけでなく、交通の妨げとなるゴミもあります。
- 実際に道路上のゴミにより、事故に繋がったケースも発生しています。
- これらは<u>落とし主の責任であり、一人一人の意識の</u>向上が必要です。
- ■「自分は大丈夫」では、問題はなくなりません。
- 安全に通行するために、<u>きれいな環境をつくりあげていくこと</u>が大切です。
- あなたの捨てた物は、「誰かが拾わなければ」いけません。

### ○静岡国道事務所職員によるゴミの回収・分別等の様子











# 谷稲葉 I Cのゴミの種類について



■ 谷稲葉ICでポイ捨てされたゴミの種類を調査したところ、 産業廃棄物ではなく、個人が車中食したと思われる飲食物 のゴミ (弁当の空き容器やペットボトル)が およそ80%もありました。

(※ペットボトルの<mark>約20%</mark>は、<u>排泄物と思われる液体</u>が入っていました。)

- ゴミの中には、**カッターナイフやガラス瓶等**もあり、 通行車両に対しても**危険を及ぼしかねません**。
- カメラで撮影して悪質なものは警察へ相談します。

調査対象:国道1号谷稲葉IC上り方面オンランプ(流入口)で、平成30年10月18日〜10月31日 の間に捨てられたゴミ



# ゴミのポイ捨ては、犯罪行為です。

※道路上でのゴミのポイ捨ては、様々な法令等により罰せられる可能性がある行為(=犯罪行為)です。

### ■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第25条14号 第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者。

**罰則** ・5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はその両方



#### ■ 軽犯罪法

第1条 左の各号の1に該当する者は、これを拘留または科料に処する。

27号 公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を棄てた者。

**罰則** ・(刑法)拘留は、1日以上30日未満とし、刑事施設に拘置する 科料は、1000円以上1万円未満とする



### ■ 道路交通法

第76条第4項 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

4号 石、ガラスびん、金属片その他道路上の人若しくは車両などを損傷するおそれのある 物件を投げ、または発射すること。

5号 前号に掲げるもののほか、道路において進行中の車両などから物件を投げること。

罰則 ・5万円以下の罰金



### ■ 道路法

第43条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。 第1項 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。

**罰則** ・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



#### ■ 藤枝市まちをきれいにする条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民等 市民及び市内に滞在する者又は通過する者をいう

第11条 市民等、事業者及び所有者等は、ごみのポイ捨てをしてはならない。

